

田沢湖・角館・西木

合併協議会だより

平成16年8月10日発行

Vol.10

田沢湖・角館・西木 合併協議会



第14回 田沢湖・角館・西木合併協議会

町名・字名の取扱いについては、各町村でさらに検討が必要なため継続協議となりました。

第14回合併協議会が、7月22日（木）午後1時30分から、角館町大安閣を会場に開催されました。今回の協議会では、第13回協議会で提案された協議案3件についての協議が行われました。

町名・字名の取扱いについては、各町村長から住民説明会等の結果について報告がなされましたが、各町村で詳細について、さらなる検討が必要なため、継続協議となりました。

また保育事業の取扱いについても、再度専門部会で検討してもらいたいとの要望が出され、継続協議となりました。

第14回 合併協議会の報告・協議
・提案事項について

協議の結果は、次のとおりです。

【協議事項】

協議案第四十八号

「二部事務組合等の取扱いについて

(その1)」

【協議結果】

委員から、「大曲仙北広域市町村
圏組合の構成が二市一町（大仙市、
美郷町、仙北市）に変わることから、
広域圏組合議会の構成についてどの
様になるのか」、「広域消防につい
て、今後仙北市独自の消防行政を行
っていくのか。経費面で考えれば広
域の方がいいと思うが、住民サイド
から考えた場合、単独の方が救急等



の対応はスピーディにできるのでは
ないか。」との質問が出されました。
これに対し、「現在協議中である

が、新たな広域圏組合議会構成は、
大仙市八名、美郷町、仙北市が各々
四名ずつの計十六名とすることで、
調整が図られている。」、「現在の広
域体制で行うことになっており、単
独で行う予定はない。」と回答がさ
れました。

協議の結果、調整案のとおりとす
ることと、確認されました。

協議案第四十九号

「町名・字名の取扱いについて」

【協議結果】

始めに各町村長より、住民説明会
等での住民の意向等が報告されまし

た。

太田角館町長からは、角館町では、
次のような方針を示し、説明会を開
催しております。

仙北市のすぐ後に、すべて角館町
を入れたい。
かくのたてまち

(例「仙北市角館町西長野」)

岩瀬という大字を外したい。

(例「仙北市角館町岩瀬字上菅沢」

が「仙北市角館町上菅沢」

白岩広久内の白岩を外したい。

大字と小字の間の字を取りたい。

(例「白岩字前郷」が「白岩前郷」)

各地域の説明会では、異論はなか
ったと理解しております。」との報
告がありました。

続いて田代西木村長から、「西木
村としては、まだ議会等でこの問題



についての説明をしただけの段階
で、結論は出ておりませんが、出来
るだけ新市名の下に付くのは短くし
て欲しいという要望は出ておりま
す。この後の地域自治区及び地域審
議会(注)との関係もありますので、
もう少し時間をかけて、住民や議会
とよく相談して決定したい。」との
報告がありました。

最後に佐藤田沢湖町長からは、
「この前提案されております三つの
案を基本として、住民説明会を開催
し意見を頂戴しておりますが、仙北
市の次に田沢湖を連ねていただきた
いとの要望を受けております。

(例「仙北市田沢湖生保内」)
議会の特別委員会でも審議されて

おりますので、改めて考え方を申し上げたい。」との報告がありました。委員から、地域自治区等を設けた場合の区の名称についての質問が出されましたが、この案件については、各町村で更に検討を重ねる必要があることから、継続協議となりました。



(注) 合併特例区、地域自治区及び地域審議会

住民自治の強化や行政と住民の協働の推進などを目的とする組織で、合併前の協議により、旧町村の全部の区域又は一部の区域に設定することができます。(詳しくは、次号以降に掲載いたします。)

協議案第五十号

「保育事業の取扱いについて」(協議結果)



委員から「保育園について田沢湖町、角館町は町で運営しているが、西木村は社会福祉協議会に委託している。現行のとおり新市に引き継ぐとあるが、同じ市の中で運営形態が違っていても、いいものか。また何年後かには、再協議をし、どうするかという方針を出すべきではないか。」という意見が出されました。協議の結果、運営形態が違ってても支障はないが、合併後の方針については、もう一度専門部会等で検討し、協議会に報告するというところで、継続協議となりました。

提案事項(次回協議事項)

協議案第五十一号

「国民健康保険事業の取扱いについて」

保険給付事業については、三町村に差異がないため、現行どおり新市に引き継ぎます。

(療養の給付、療養費、高額医療費等)

保健事業については、三町村の事業の現状を踏まえ、三町村で相違のあるものは合併時までに再編するものとし、三町村で相違のないものは、現行どおり新市に引き継ぎます。

(医療費通知、優良家庭表彰事業、検診・人間ドック助成事業等)

協議案第五十一号

「保健衛生事業の取扱いについて」保健衛生事業については、住民の疾病予防及び健康増進を図るよう調整されます。

(母子保健事業、老人保健等事業、予防接種事業等)

協議案第五十二号

「その他の福祉事業の取扱いについて」その他の福祉事業については、次の区分により調整されます。

(一) 国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整されます。

(地域福祉計画、行旅人関係等)

(二) 各町村が独自に実施している制度又は事業については、合併までに調整するものと合併時に再編する

ものの二つの区分により、調整されず。

(戦没者追悼式、福祉医療等)

協議案第五十四号

「環境衛生事業の取扱いについて」環境衛生事業については、住民が清潔な環境で生活できるよう調整されます。

(衛生病害虫駆除、動物愛護事業等)

また直営の火葬場、公営墓地は、現行のまま新市に引き継ぎます。

協議案第五十五号

「その他の事業の取扱いについて」行政改革大綱などの各種計画については、新市において新計画を策定します。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用します。

また、その他の事業については、従来からの経緯や実情を考慮しつつ、次の区分により調整されます。

(一) 現行どおり新市に引き継ぐものの。

(競争入札の指名参加願い及び資格審査、認可地縁団体等)

(二) 合併時までに調整するもの。(入札及び入札の公表、情報公開制度等)

(三) 新市において調整するもの。(住民参加型まちづくり等)

合併協定項目について (No.6)

合併協議会では、合併の方式、期日、新自治体の名称などの「基本的事項」と住民の皆さんの生活に密接に関わっている住民サービス関係の「各種事務事業の取扱い」及び「市町村建設計画」について協議し、合意することになっていきます。

平成十五年四月の第一回から平成十六年七月の第十四回までの協議会で、多くの協定項目について、協議が終了し確認されています。(協議会だより第四号と第八号に主な確認内容として掲載しております。)

今回より、確認された項目の、詳細について皆さんにお知らせしていきたいと思えます。

【基本的項目(その一)】

合併の方式

(平成十五年四月十日第一回確認)

「仙北郡田沢湖町、同郡角館町、同郡西木村を廃止し、その区域をもって新しい地方自治体を設置する新設合併とします。」

新自治体の名称

(平成十六年六月十六日第五回臨時確認)

「新自治体の名称は、『仙北市』とします。」

議会議員の定数及び任期の取扱い
(平成十六年六月十六日第五回臨時確認)

「町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第七条第一項の規定を適用し、平成十七年十月三十一日まで引き続き新市の議会議員として在任することになります。」

新市の議会議員定数は二十四人となります。」

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
(平成十六年六月十六日第五回臨時確認)

「三町村の農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定を適用し、平成十七年七月十九日まで新市の農業委員会として存続することになります。その後、一つに統合し、旧町村を区域とする三つの選挙区を設けるものとします。選挙による委員の定数は二十人となります。」

各選挙区ごとの委員の定数については、合併時までに調整することになります。」

【各種事務事業の取扱い(その一)】

国際交流事業(平成十五年九月二十六日第六回確認)

「姉妹提携・友好提携など、三町村で実施している各種交流事業については、現行のとおり新市に引き継がれます。」

(現在の国内交流・国際交流の状況)

【角館町】

姉妹都市 長崎県大村市

(戊辰戦争による縁)

友好都市 香川県さぬき市

(解体新書による縁)

有縁友好都市 茨城県金砂郷町

(佐竹北家による縁)

防災協定締結都市

茨城県高萩市、山形県新庄市

(戸沢氏による縁)

【田沢湖町】

姉妹都市

ノルウェー王国オップダル市

(山岳観光資源による縁)

姉妹湖 台湾高雄市 澄清湖

(民間親善交流による縁)

広報広聴関係事業(平成十五年九月二十六日第六回確認)

新市において、広報紙を発行します。

新市において、ホームページを開設します。

その他の広報広聴関係事業(行政懇談会、首長面会日等)については、新市において調整することになります。」

第15回 合併協議会

8月23日(月)
午後1時30分から

田沢湖町 総合開発センター

合併協議会は、どなたでも傍聴できます。皆さんの傍聴をお待ちしています。

事務局より

協議会だより第十号を発行しました。協定項目についても、残りわずかとなりました。今回より詳しい決定内容について、順次お知らせしていきます。町名・字名については、各町村で検討中です。

合併協議会では、皆様からの「ご意見等」も、お待ちしております。ご意見をお寄せください。

編集・発行/田沢湖・角館・西木合併協議会
〒014-0592 秋田県仙北郡西木村上荒井字古堀田47
TEL 0187-52-5930 FAX 0187-52-5934
HP <http://www.hana.or.jp/~gappei/>
Eメール gappei@hana.or.jp